

※令和3年第3回町議会臨時会での退職の申し出について

【議会臨時会及び終了後の記者会見】

それでは、私の退職の申し出について、ご報告申し上げます。

私は、本日25日の東栄町議会臨時会においてご同意をいただきまして、6月30日をもって東栄町長の職を辞することになりました。(退職の時期が法定期日の前であるため) ※注) 退職届6/21の場合は20日後の7/10となる。

ご承知のように私は現在2期目でありまして、任期は平成31年4月27日から令和5年4月26日の4年間です。

平成27年4月、私にとって最初の町長選挙で町民の皆様のお負託を受け、さらには平成31年4月に2期目も負託をいただき、現在まで6年余りの町政運営に努めてきたところであります。

直接請求の権利行使については、尊重されるところでありますが、昨年からの全国に蔓延しているコロナ禍の中で、1回目が条例の制定改廃の請求署名、その後、期間も空けずに町長の解職請求の署名となり、この半年間、町の混乱は避けられず、大変残念に思うところであります。

先日、選挙管理委員会による再審査が終了し、必要な有効署名数が確定したところであり、今後60日以内に住民投票が行われることとなります。こんな時期であり、考えさせられましたが、住民投票後に、もしかすれば再選挙になる可能

性も考えられ、長期になることも予想されることから、町長の職を辞して、選挙戦に挑むことを決めました。この選挙を通して、しっかりと住民にお伝えし、最終判断を仰ぎたいと考えます。どうかご理解いただきたいと存じます。

ご承知のように、「東栄町人工透析・入院を守る会」を結成し最初の署名活動は、3月議会で東栄町条例制定（改廃）に係る直接請求によって出された「東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、入院医療の継続、人工透析、救急の再開を求めるものであり、心情は理解できる場所でありましたが、人口3,000人の町のみでの実施は人員、また財政上も継続できない状況や医療圏域を念頭においての東栄町の医療を考えることが必要との判断から、「入院医療、人工透析、救急の継続を義務付けること」はできないとの判断をいただき、山本議員と浅尾議員が賛成、それ以外の議員の皆さんが反対し、賛成2・反対5で否決されたことは周知の事実であります。

また、2か年継続事業として実施してまいりました（仮称）新東栄医療センター及び保健福祉センターの設計業務は、基本設計・実施設計が完了し、当初予定より3か月ほど延びましたが、令和4年7月の開所に向けて、整備費を当初予算に計上させていただきました。浅尾議員と山本議員により、予算に対する修正動議が提出されましたが、同じ3月議会において、賛成多数で当初予算を可決いた

だいたのところであります。こうしたことから、議会制民主主義（間接民主主義）の観点から、予算は議決されており、事業執行に問題はないところであります。

しかし、このような状況になってしまったことに対しては、真摯に受け止め、心よりお詫びを申し上げます。

昨年一年間は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、本当に思うような活動が制限され、特に各地区での住民説明会等も開催できず、おいでん家（各集会所）にもお邪魔できずに、この大事な時に住民の皆さまに情報をお伝えする機会を失い、伝えきれなかったことが、今も本当に悔やまれるところであります。

過疎地域における医療の空洞化への対応は急務とされている中で、人口が3千人を切ってしまった東栄町においては、診療所経営が成り立つような取り組みを確立しなければ、将来における一次医療の確保ができません。民間の診療所も近年閉じられ、この町には東栄診療所しかありません。外来診療を中心に、患者宅を訪問しての在宅診療やおいでん家での健康相談など、また、24時間対応の相談窓口など、町民にとっての「かかりつけ医」として、日常生活での病気やケガに対する治療はもとより、健康を維持する予防医療により、住み慣れた地域で元気に生活していくうえでの必要な医療を提供できるよう、町内にいる少ない専門職で医療・保健・福祉・介護が連携して、住民の負担をできるだけ軽減し、幅広いサービスを効果的に発揮できる総合ケアを推進してまいります。このこ

とをしっかりと皆さんに再度お伝えしてまいりたいと思います。

現在、東栄医療センター(診療所)で頑張っている丹羽センター長には、これまでの方針にご理解をいただいております、「計画どおり進めていただきたい」とのご発言もいただいております、東栄医療センター職員の総意であります。よって、この約束を果たすためにも、最大限の努力をさせていただく所存であります。

一方、コロナ禍は、まだ終息の目途は立っていませんが、国県、東栄町においても新型コロナウイルス感染症対策が最優先課題として取り組んでいるところであります。

現在の優先度はコロナワクチン接種ですが、65歳以上の方の2回目の接種は、7月21日に終了できる予定であり、その後64歳未満の方も引き続きワクチン接種ができるよう、まもなく接種券を送付できる見込みであります。

責任者として職場を一時的に離れてしまうことにおいては、大変心苦しく申し訳ない訳ですが、東栄町の将来のためにも、今決断しなければならない大事な施策でありますので、お許しいただき、ご理解いただけますようお願いを申し上げます。

6年余りの町政運営に、議員の皆様には、^{かたつ}闊達な議論を交わしていただきあり

がありがとうございました。また、ここまでの間、支えていただいた職員の皆さん、そして、町民の皆様に対しまして、深く感謝申し上げたいと思います。

本当にありがとうございました。

今後は選挙になる訳ですが、私は東栄町で生まれ育ち（保育園・小学校・中学校・高校）と地元で学び、一時、地元を離れましたが役場職員に採用いただき、40年近く務めさせていただきました。そして、町の移り変わりを見続けてまいりました。現在、この町のかじ取り役をさせていただいていますが、都市部と違い、我々の地域は人口減少が著しく、財政面も含め非常に大変な時期を迎えています。

当たり前のことが当たり前にできない。やれない。もどかしいですが現実です。

東栄町は時代の流れと共に変わってまいりました。例えば、学校も過疎化、少子高齢化等により、統合を余儀なくされ各地区から学校がなくなり、小中学校とも1校となりました。また、高校も地元本郷高校がなくなり、町外の学校に通わなくてはならない状況です。病院も今までの沿革を紐解いていただければ、町の状況と共にその時々にあった姿に変わりながら、公設民営化や介護療養型老人保健施設に転換したり、病床を減らしたり、診療科目を減らしたりして、ここまですべて繋げてまいりました。当然ですが、人口減少による患者数の減少は、この先々を見通しても非常に厳しい状況は明らかであります。

医療従事者の確保の難しさ（先日の6月議会での伊藤真千子議員の一般質問でも回答したとおりであり、自治医大派遣、地域枠での派遣制度はありますが、優先順位など、簡単ではありません）看護師も同様です。そして、経営状況の悪化、入院患者数の減少などにより、病院としての存続は難しく、診療所となりました。また、今の施設は建築後60年以上が経っており、雨漏りなどの老朽化が著しく、建て替えの協議が20年前からされてきました。

この3月末で人口も3,000人を切ってしまい、自己財源の主たる町税も3億円を割ってしまい、非常に厳しい状況であり、これからも続くことが予想されます。

是非、現実を認識していただき、先ずは自分たちが作り出した原因を見つめなおし、ないものねだりをするのではなく、今あるもの今できるものに関心を持ち、何よりも医師を信頼していただき、医師は町民一人ひとりの共有財産であることを知ってもらいたいと思います。

そして、町の限られた財源（お金）と人材で将来持続できる医療を皆さんと共に守り支えていくことが私たちの使命であると考えます。

そのためにも、町民にとっての「かかりつけ医」として、また、健康を維持する予防医療をはじめ、この地域で元気に生活できるための新しい診療所と保健福祉センターの建設を早急に実現してまいりましょう。

私は、妻と子供、孫と（母は一昨年亡くしました）現在、四人で暮らしています。

これからの医療・福祉を、子どもたちの未来につなげるためにも、全身全霊でこのことを選挙戦で訴えてまいりたいと思います。

腑に落ちないことは、なぜ、解職請求署名だったのか？ 理解に苦しむところでもあります。（私は罪を犯したわけでもないし、後ろ指を指されることもしてないと思います。）

最初の署名活動においては、3月議会で東栄町条例制定（改廃）に係る直接請求によって出された「東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、入院医療の継続、人工透析、救急の再開でしたが、議会で賛成少数により否決されたことも周知の事実です。新医療センター等の整備に係る当初予算も賛成多数で議決いただいたところであり、執行に問題は無いわけです。

皆さんご承知のとおり、議会制民主主義（間接民主主義）において、町民から選ばれた代表者が議会で様々な意思決定を行うのが民主主義です。政治を決めるのは議会であり、議会主義、議会政治の考え方です。

しかし、私への解職請求となりましたので、先ほども申し上げたとおり、選挙戦を通して町民の皆さんに訴えていくことで、ご判断をいただけるものと思

ます。そして、この病院の問題は 20 年近く、町の最重要課題として取り組んできたものです。ここで後戻りはできません。

最初の 1 回目が「東栄町人工透析・入院を守る会」で署名活動をされ、町議会で条例は否決され、さらに 2 回目は「東栄町をよくする会」を結成し、町長の解職請求を先導された代表者 7 名の方がいますので、その中から町長選に出られるのが筋ではないかと思います。どなたかはわかりませんが、直接請求署名でも訴えてこられた入院の存続、透析の再開、夜間休日の救急受け入れなどが、どのような内容で東栄町として続けていけるのか、人材の面、財政の面等を含めて、対案を持ってお互いに討論できることを期待しているところであります。宜しくお願い致します。

令和 3 年 6 月 25 日

東栄町長 村 上 孝 治